

○財務省告示第七十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十一年二月八日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年三月十二日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（三十年）（第六十  
一回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
価格競争

七					六																									
イ		払込金			口		イ		口						口															
特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	行争入札発行	非競争入札発行	者・第I	特別参加市場	国債市場	入札発行	価格競争	行争入札発行	非競争入札発行	者・第I	特別参加市場	国債市場	入札発行														
万	千	万	五		で	た	条	特	五	て	基	同	百	債	の	に	六	つ	定	う	額		込	募	各	当	も			
円	三	円	千		千	利	第	別	億	は	づ	法	二	に	規	関	億	い	に	ち	面		み	限	国	て	の			
	百		七		三	付	一	会	六	、	き	第	十	つ	定	す	千	て	基	、	金		の	度	債	。から	ら			
	九		百		百	国	項	計	千	額	発	四	億	い	に	る	四	は	、	き	政		の	市	場	。そ	の			
	十		九		五	債	の	に	八	面	行	十	億	て	基	法	百	、	額	法	五		募	の	特	。その	の			
	五		十		十七	に	規	関	百	金	し	七	千	は	づ	律	十	額	、	発	第		額	範	別	。必	の			
	億		四		億	つ	定	す	三	額	た	条	七	、	き	第	万	面	、	行	四		を	内	。参加	額	を			
	六		億		円	い	に	る	十	で	付	一	五	額	発	万	千	金	、	した	条		割	に	者	。各	を	を		
	千		六			、	基	法	千	七	国	項	十	面	行	千	七	額	、	利	十		り	お	ご	の	を	を		
	七		千			額	き	律	百	百	債	の	五	金	した	万	七	、	付	六	、		当	い	と	の	を	を		
	百		百			面	発	第	七	七	に	規	万	額	付	千	、	額	、	利	十		て	各	の	を	を	を		
	四		二			金	行	四	十	百	二	定	円	千	、	四	、	、	付	十		る	の	の	の	を	を	を		
	十		十			額	し	十	十	十	い	に	、	四	、	十	、	十	、	八	十		。申	の	の	の	を	を	を	
	五		五			額	七	七	円	十	い	に	、	十	、	十	、	十	、	十	、	億		。申	の	の	の	を	を	を
						額	七	七	円	十	い	に	、	十	、	十	、	十	、	十	、	億		。申	の	の	の	を	を	を

八	振替単位	五万円	十	発行価格	平成三十一年二月八日	ロ	入札発行	額面金額百円につき百二十円八十	十	争入札発行	年〇・七パーセント	十二	利率	年〇・七パーセント	十四	初期利子	平成三十一年六月二十日
最低額面金	振替単位	五万円	発行価格	入札発行	平成三十一年二月八日	額面金額百円につき百二十円八十	争入札発行	年〇・七パーセント	利率	年〇・七パーセント	初期利子	平成三十一年六月二十日					
五万円	振替単位	五万円	発行価格	入札発行	平成三十一年二月八日	額面金額百円につき百二十円八十	争入札発行	年〇・七パーセント	利率	年〇・七パーセント	初期利子	平成三十一年六月二十日					
五万円	振替単位	五万円	発行価格	入札発行	平成三十一年二月八日	額面金額百円につき百二十円八十	争入札発行	年〇・七パーセント	利率	年〇・七パーセント	初期利子	平成三十一年六月二十日					
五万円	振替単位	五万円	発行価格	入札発行	平成三十一年二月八日	額面金額百円につき百二十円八十	争入札発行	年〇・七パーセント	利率	年〇・七パーセント	初期利子	平成三十一年六月二十日					
五万円	振替単位	五万円	発行価格	入札発行	平成三十一年二月八日	額面金額百円につき百二十円八十	争入札発行	年〇・七パーセント	利率	年〇・七パーセント	初期利子	平成三十一年六月二十日					
五万円	振替単位	五万円	発行価格	入札発行	平成三十一年二月八日	額面金額百円につき百二十円八十	争入札発行	年〇・七パーセント	利率	年〇・七パーセント	初期利子	平成三十一年六月二十日					
五万円	振替単位	五万円	発行価格	入札発行	平成三十一年二月八日	額面金額百円につき百二十円八十	争入札発行	年〇・七パーセント	利率	年〇・七パーセント	初期利子	平成三十一年六月二十日					

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{50}{365}$$

は、その翌営業日に支払う（以  
期が銀行休業日に当たるとき  
た金額を支払う。ただし、支  
期とし、次の算式により算  
平成三十一年六月二十日

る。算出された金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。算出された金額を第二十号に規

五銭以上金額百円につき百二十円八十  
額面金額百円につき百二十円八十

す。整数倍の金額によるものと  
の記載又は記録は、最低額面金

振替法の規定による振替口座簿

十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

第二期以後の  
子以  
償還期  
償還金額  
元利支  
払場所  
入札参加  
者  
払込期日

下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。  
（。）  
$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.7}{2} \times \frac{1}{2}$$
  
毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。  
平成六十一年十二月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成三十一年二月八日